

## 公立大学法人広島市立大学における修学の支援に関する規程

令和元年9月30日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づく入学料及び授業料の減免に関し、修学支援法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。以下「修学支援法施行令」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「修学支援法施行規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入学料の減免)

第2条 公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年規程第73号。以下「授業料等規程」という。）別表に定める「市内の者」及び「市外の者」に対する入学料の減免の額は、いずれも修学支援法施行令第2条第1項により定める額とする。

第3条 入学後に修学支援法に基づき授業料等減免を受けようとする者は、入学手続の際、所定の書類を添えて、授業料等減免を受けようとする旨の申出をするものとする。

2 前項の申出をした者については、広島市立大学学則（平成22年学則第1号）第25条第1項及び授業料等規程第4条に定める入学手続の際に納付すべき入学料について、その徴収を猶予したのものとして取り扱うものとする。

第4条 前条第1項の申出をした者は、入学後、所定の日までに所定の減免申請書を提出するものとする。

2 前項の減免申請書を提出した者については、授業料等減免対象者の認定（不認定を含む。）を行うまでの間、入学料の徴収を猶予する。

第5条 理事長は、前条第2項の認定の結果、納付すべき入学料がある者に対して、徴収期限を定め、入学料を徴収しなければならない。

2 公立大学法人広島市立大学授業料等の減免に関する規程（平成22年規程第74号。以下「授業料等減免規程」という。）第4条第5項及び第8項の規定は、この規程に基づく入学料の取扱いにおいて準用する。

(授業料の減免)

第6条 授業料の減免の額は、修学支援法施行令第2条第1項により定める額とする。

2 修学支援法に基づき授業料の減免を受けようとする者は、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、所定の減免申請書を理事長に提出するものとする。

3 前項の減免申請書を提出した者については、授業料等減免対象者の認定（不認定を含む。）を行うまでの間、授業料の徴収を猶予する。

4 理事長は、前項の認定の結果、納付すべき授業料がある者に対して、修学支援法施行規則第11条第4項又は第5項に規定する通知の日から起算して14日以内に徴収しなければならない。

- 5 授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料減免を受けようとするときは、前期又は後期に係る授業料の納付期限前に、所定の授業料減免に係る継続願を理事長に提出するものとする。この場合における授業料の徴収については、前2項の規定を準用する。
- 6 授業料等減免規程第5条第2項、第3項及び第7条の規定は、この規程に基づく授業料の取扱いにおいて準用する。

#### 附 則

この規程は、修学支援法の施行される日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和元年10月1日から施行し、修学支援法の施行される日以降に入学する予定の者に適用する。